

福岡県医発第 21 号（総）

平成 19 年 4 月 6 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 横 倉 義 武

（公印省略）

薬事法第 2 条第 14 項に規定する指定薬物及び同法第 76 条の 4 に
規定する医療等の用途を定める省令の制定等について

標記について、福岡県保健福祉部薬務課長より別添のとおり通知がありまし
たのでお送りいたします。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、併せて貴会会員への
周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 永田正和



18薬第4431号
平成19年3月29日

関係団体の長 殿

福岡県保健福祉部薬務課長
(麻 薬 係)
(監 視 係)



薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に
規定する医療等の用途を定める省令の制定等について

違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）対策に関する薬事法（以下「法」という）の一部改正については、平成18年6月14日付薬食発第0614006号厚生労働省医薬食品局長通知（別添参考）が発出されたところです。改正薬事法については、本年4月1日より施行されることとなっておりますが、今般、下記の通知が厚生労働省医薬食品局長より発出されましたのでお知らせいたします。

つきましては、本通知の内容に御留意の上、貴会員に対する周知についてよろしく願います。

記

1 今回発出された通知の概要について

(1) 「薬事法第2条第14項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の制定について」

（平成19年2月28日付薬食発第0228006号厚生労働省医薬食品局長通知）

①「亜硝酸イソブチル」ほか30物質（これらを含む物が含む）が、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるとして、法第2条第14項に規定する指定薬物として指定された。

②法第76条の4に規定する医療等の用途が以下のとおり規定された。

- ・ 国の機関、地方公共団体及びその機関、大学及び高等専門学校並びに大学利用機関、独立行政法人及び地方独立行政法人における学術研究又は試験検査の用途
- ・ 法第69条第3項に規定する試験の用途
- ・ 法第76条の6第1項に規定する検査の用途
- ・ 犯罪鑑識の用途
- ・ 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途（一部の物質）
- ・ 疾病の治療の用途（一部の物質）
- ・ その他厚生労働大臣が人の身体に対する危害の発生を伴うおそれがないと認めた用途

③医療等の用途に係る留意事項等について、「指定薬物に係る医療等の用途について」として取りまとめられた。

(2) 「薬事法施行規則等の一部を改正する省令の制定について」

（平成19年2月28日付薬食発第0228011号厚生労働省医薬食品局長通知）

①法第76条の6第1項の規定に関し、指定薬物である疑いがある物品の検査にかかる検査命令、検査の実施等の手続等が示された。

②法第76条の6第2項の規定に関し、検査中の製造等の禁止命令にかかる禁止命令書の記載事項が示された。

③法第76条の8第1項の規定により報告を徴するときは、その理由を通知すること

とされた。

④薬事監視員身分証明書等の様式が改正された。

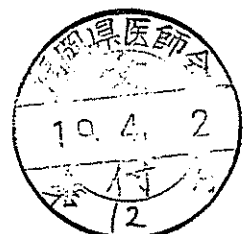
(3)「指定薬物に係る輸入監視の取扱いについて」

(平成19年2月28日付薬食発第0228009号厚生労働省医薬食品局長通知)

- ・指定薬物が違法に国内に流入することを未然に防ぐため、「指定薬物輸入監視要領」が示された(監視担当部署は厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課)。

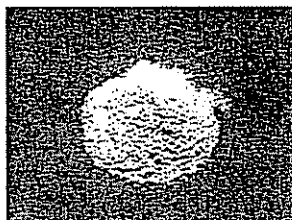
2 施行期日

平成19年4月1日(上記1の全てについて)

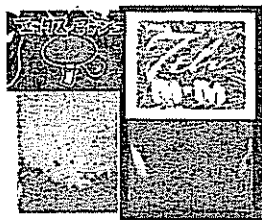


脱法ドラッグ。ついに違法ドラッグへ

指定薬物の製造、輸入、広告、販売が禁止されます。



試薬系



植物粉末系



アロマオイル系



ビデオクリーナー系

平成19年4月1日から改正薬事法が施行され、合法ドラッグ、脱法ドラッグなどと呼ばれていた薬物の規制、取締りが強化されます。

今後、薬物の指定等の情報をホームページで提供します。そのホームページの見つけ方：福岡県庁トップページ：
<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>左上に「違法ドラッグ情報提供ページ」と入力し検索ボタンを押して下さい。

1. 「指定薬物」の販売等の禁止規定の新設（法第76条の4）

- ◆違法ドラッグの成分のうち、現に乱用されているか又は乱用のおそれのある一定の物質を指定薬物として法令で明示し、薬事法上の規制根拠を明確化します。
- ◆指定薬物については、製造、輸入、販売等を禁止します。（個人輸入等も含みます。）

2. 指定薬物に係る広告の制限規定の新設（法第76条の5）

- ◆指定薬物に係る広告を禁止します。（インターネットも含みます。）

3. 指定薬物である疑いがある物品の検査命令等の規定の新設

（法第76条の6）

- ◆指定薬物の疑いがある製品が販売等されている場合には、販売者に対し、指定薬物であるかどうかの検査を受けることを命令することがあります。
- ◆その場合、その検査の結果が判明するまでの間、その製品及びこれと同一の製品の販売等の禁止を命令することがあります。

4. 違法に製造等された指定薬物に係る回収、廃棄命令等の新設

（法第76条の7）

- ◆違法に輸入等された指定薬物について、その製品を迅速に市場から除去するために、回収、廃棄命令することがあります。

5. 罰則の強化（法第83条の9、法第90条第1号）

- ◆指定薬物の輸入、販売等について、罰則が強化されます。
- ◆5年以下の懲役又は500万円以下の罰金。法人の場合は、1億円以下の罰金。

■問い合わせ先■

福岡県保健福祉部薬務課 麻薬係、監視係

Tel:092-651-1111(内線 麻薬係 3186、監視係 3184)

福岡県薬物乱用対策推進地方本部（福岡県、福岡県警察、福岡県教育委員会）





違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）は、 生命と人生を破壊する薬物です。

違法ドラッグの被害

転落死 呼吸停止 意識消失 急性中毒 急性錯乱 後遺症
幻覚 幻聴 妄想 視覚過敏 聴覚過敏 精神運動興奮

違法ドラッグって、どういうもの？

法律の規制が及ばないかのように、「合法ドラッグ」「脱法ドラッグ」等と称して販売されている薬物です。芳香剤や観賞用植物、ビデオクリーナー等として販売されている製品もありますが、これらの多くは強い生理作用をもっていることから、薬事法等で製造・輸入及び販売等が禁止されているものに該当します。乱用された結果、死亡事故を含む健康被害が発生していることから、今後、法律による規制がさらに強化されます。



違法ドラッグは、どうして危険なの？

近年、違法ドラッグの乱用による青少年の事故や事件が増加しています。違法ドラッグについての安全性は全く確認されておらず、中には強い急性の精神・身体毒性をもつ薬物もあり、使用による錯乱状態で他人を殺害した例や急性中毒死など、命にかかわる事故・事件を引き起こしています。また、違法ドラッグの乱用を通じて麻薬等の乱用へと移行する危険性が高く、生命と人生を破壊する薬物として社会的に問題になっています。



事例 ①

違法ドラッグ（三硝酸イソブテル）飲用により意識消失、
メトヘモグロビン血症を呈し呼吸停止。

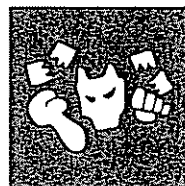
※第33回日本中毒治療学会学術大会（平成18年）より



事例 ②

24歳女性。5-MeO-MIPT摂取により幻視、
視覚過敏（直線や曲線の輪郭を見ると心にじんじんとしみる）、
聴覚過敏（聞こえる音がぼんぼん耳に響く）等の症状。

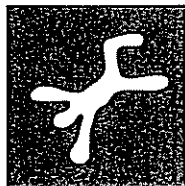
※精神医学 47 (11) 1255-1257 (2005) より



事例 ③

23歳女性。違法ドラッグ（Love Ball）服用後、精神運動興奮（物を
投げる、大声で叫ぶ）、見当識障害（場所目付けず）、
尿より5-MeO-MIPT、5-MeO-DIPTが検出。

※厚生労働科学研究「東京都内の精神科医療機関における
脱法ドラッグの実態調査」（平成16年度）より

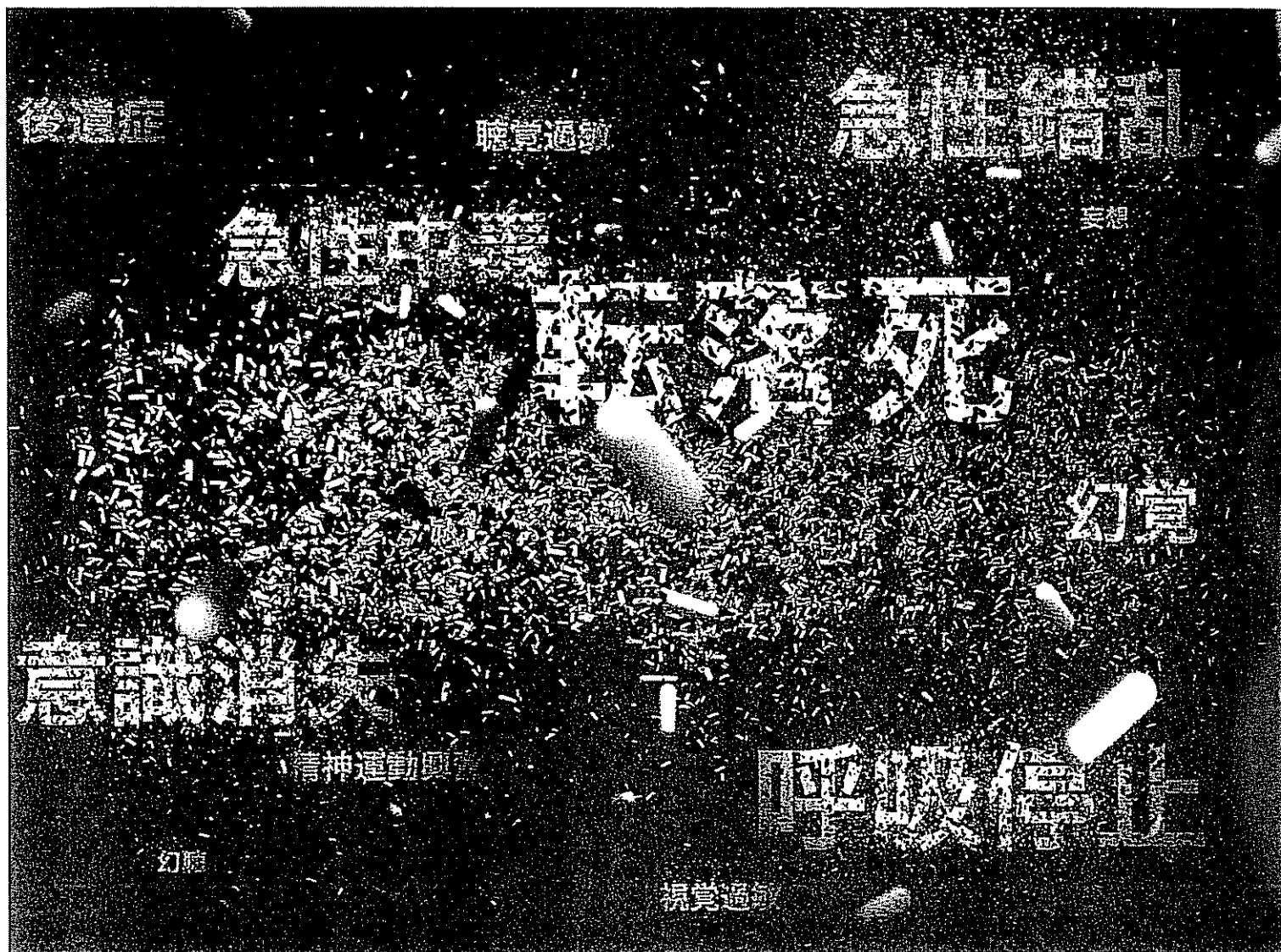


事例 ④

19歳男性。5-MeO-MIPT摂取により
精神運動興奮に陥り、転落死。

※平成18年7月10日発生

違法ドラッグは、買わない、使わない、かかわらない！



違法ドラッグ、サイアク。



薬事法第2条第14項に規定する指定薬物（違法ドラッグの成分）の一覧
 平成19年2月28日厚生労働省令第14号（h19.4.1施行）

省令 番号	指定薬物通称等	指定薬物名称（省令名）
1		亜硝酸イソブチル
2		亜硝酸イソプロピル
3		亜硝酸イソペンチル
4		亜硝酸3級ブチル
5		亜硝酸シクロヘキシル
6		亜硝酸ブチル
7	4-AcO-DIPT	4-アセトキシ-N, N-ジイソプロピルトリプタミン及びその塩類
8	MIPT	N-イソプロピル-N-メチルトリプタミン及びその塩類
9	5-MeO- MIPT	N-イソプロピル-5-メトキシ-N-メチルトリプタミン及びその塩類
10	2C-E	2-(4-エチル-2, 5-ジメトキシフェニル) エタンアミン及びその塩類
11	2C-T-2	2-(4-エチルスルファニル-2, 5-ジメトキシフェニル) エタンアミン及びその塩類
12	2C-C	2-(4-クロロ-2, 5-ジメトキシフェニル) エタンアミン及びその塩類
13		サルビノリンA
14	5-MeO-DALT	N, N-ジアリル-5-メトキシトリプタミン及びその塩類
15	DIPT	N, N-ジイソプロピルトリプタミン及びその塩類
16	5-MeO-DET	N, N-ジエチル-5-メトキシトリプタミン及びその塩類
17	DPT	N, N-ジプロピルトリプタミン及びその塩類
18	2C-T-4	2-(2, 5-ジメトキシ-4-イソプロピルスルファニルフェニル) エタンアミン及びその塩類
19	TMA-6	1-(2, 4, 6-トリメトキシフェニル) プロパン-2-アミン及びその塩類
20	4-OH-DIPT	4-ヒドロキシ-N, N-ジイソプロピルトリプタミン及びその塩類
21	4FMP	1-(4-フルオロフェニル) プロパン-2-アミン及びその塩類
22	MBZP	1-ベンジル-4-メチルピペラジン及びその塩類
23	HMDMA	N-メチル-4-(3, 4-メチレンジオキシフェニル) ブタン-2-アミン及びその塩類
24	BDB	1-(3, 4-メチレンジオキシフェニル) ブタン-2-アミン及びその塩類
25	5-MeO-AMT	1-(5-メトキシ-1-H-インドール-3-イル) プロパン-2-アミン及びその塩類
26	5-MeO-DPT	5-メトキシ-N, N-ジプロピルトリプタミン及びその塩類
27	5-MeO-DMT	5-メトキシ-N, N-ジメチルトリプタミン及びその塩類
28	4MPP	1-(4-メトキシフェニル) ピペラジン及びその塩類
29	PMMA	1-(4-メトキシフェニル) -N-メチルプロパン-2-アミン及びその塩類
30	MMDA-2	1-(2-メトキシ-4, 5-メチレンジオキシフェニル) プロパン-2-アミン及びその塩類
31	2C-I	2-(4-ヨード-2, 5-ジメトキシフェニル) エタンアミン及びその塩類
32	1～31のいずれかを含有する物。ただし、サルビア ディビノラム（直ちに人の身体に使用可能な形状のものに限る。）以外の植物を除く。	